



# 食品衛生法等の改正について



## 食品衛生法の改正について



- ① H A C C P（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化
- ② 営業許可制度の見直し
  - \* 密封包装食品製造業の対象食品について
- ③ 営業届出制度の創設
- ④ 食品衛生責任者の設置対象施設の拡大
- ⑤ 食品等リコール情報の届出制度の創設





# ① HACCPに沿った衛生管理の制度化 (ハサップ)

## ○制度の概要

原則、食品の製造・加工、調理、販売等を行う

### 全ての食品等事業者が対象



#### 【共通して取り組むこと】

- ①衛生管理計画を作成する。
- ②計画に基づき実行する。
- ③実行した結果を記録・確認する。

※厚生労働省ホームページにおいて、HACCPに取り組む際の参考となる手引書が掲載されていますので、ご参照ください。



# ② 営業許可制度の見直し



## ○業種が再編

- ・漬物製造業、水産製品製造業、液卵製造業等を新設
- ・食中毒等のリスクが低いと考えられる一部の許可業種は届出の対象へ  
(例) 乳類販売業、冰雪販売業、食肉販売業 (包装食肉販売) など

## ○原則、1施設1許可

- ・1つの許可業種で取り扱うことができる食品の範囲が拡大  
(例) 菓子製造業を取得している施設が調理パンを製造する場合

改正前	改正後
菓子製造業と飲食店営業	菓子製造業 (飲食店営業の許可不要)



# 施設基準を定める営業の種類：32業種



飲食店営業	食肉処理業	氷雪製造業	そうざい製造業
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	食品の放射線照射業	液卵製造業	複合型そうざい製造業
食肉販売業	菓子製造業	食用油脂製造業	冷凍食品製造業
魚介類販売業	アイスクリーム類製造業	みそ又はしょうゆ製造業	複合型冷凍食品製造業
魚介類競り売り営業	乳製品製造業	酒類製造業	漬物製造業
集乳業	清涼飲料水製造業	豆腐製造業	密封包装食品製造業
乳処理業	食肉製品製造業	納豆製造業	食品の小分け業
特別牛乳搾取処理業	水産製品製造業	麺類製造業	添加物製造業



## ③ 営業届出制度の創設



○**営業許可の対象となっていない業種** を営む営業者は、公衆衛生に与える影響が少ない営業とされる業種を除き 届出が必要

- 届出内容
  - ・ 届出者の氏名
  - ・ 施設の所在地
  - ・ 営業の形態
  - ・ 主として取り扱う食品等の情報
  - ・ **食品衛生責任者の氏名**

※許可営業を営む営業者が届出営業も営む場合は、営業許可の申請の他営業届出も行う必要があります。



もっと  
くわしく!

## 密封包装食品製造業について



レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に  
密封された食品であって、常温保存の食品を製造する営業

ただし、常温保存した場合、ボツリヌス菌その他耐熱性の  
芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが  
明らかな食品であって、厚生労働省令で定める食品を除く。

(例) 食酢、はちみつなど

密封包装食品製造業の  
許可を要しない食品



Copyright © Fujisawa City Office, All rights Reserved.



7

## 密封包装食品製造業について



New

令和5年1月19日

密封包装食品製造業の許可を要しない食品が新たに追加されました。

これらの食品を密封包装する場合は、営業届出が必要です。

\* 赤字が新たに追加された食品

- ・玄米 ・精米 ・麦類 ・焙煎麦 ・茶の代用品 ・乾燥きのこ類 (「乾しいたけ」を含む。)
- ・乾燥雑穀類 ・乾燥豆類 ・乾燥種実類 ・干しいも ・はちみつ ・乾燥海藻類 (「焼きのり」を含む。)
- ・落花生 ・節類、削節類<sup>※</sup> ・液糖 ・加工ごま類 ・乾燥くずきり ・乾燥スープ類 ・乾燥スパイス類
- ・乾燥タピオカ ・乾燥スパイス類 ・乾燥タピオカ ・乾燥ハーブ類 ・乾燥パン粉 ・塩 ・ゼラチン
- ・調理ルウ類 ・焼ふ ・顆粒状又は粉末状の食品、食酢、など

※「水産製品製造業」や「食品の小分け業」の許可が必要な場合があります。



Copyright © Fujisawa City Office, All rights Reserved.



8

# 密封包装食品製造業について



New



乾燥野菜や乾燥果実：追加されず



密封包装食品製造業の対象食品

許可

乾燥種実（アーモンド等のナッツ類等）：新たに追加



密封包装食品製造業の対象外の食品

届出



Copyright © Fujisawa City Office, All rights Reserved.

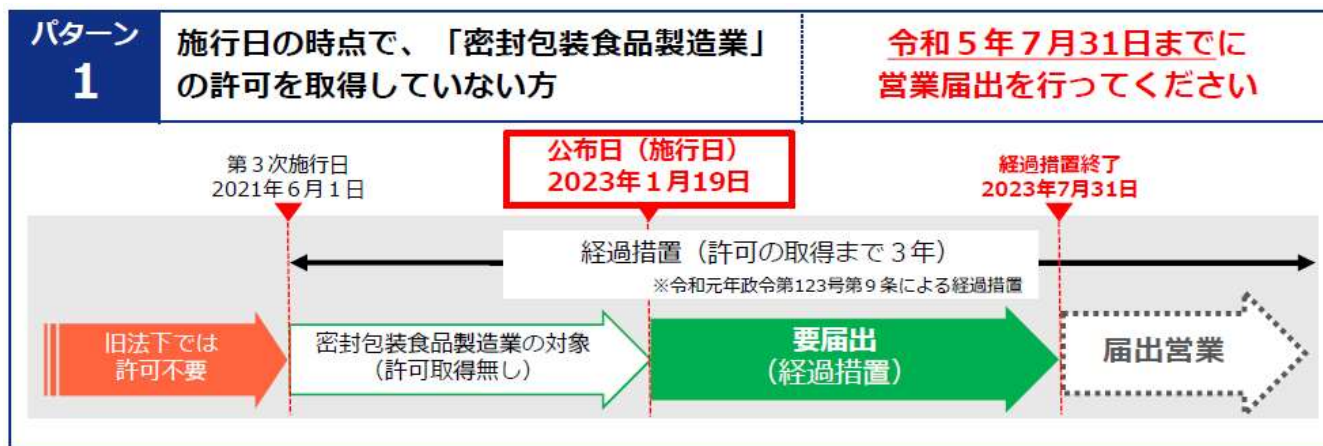


9

## 密封包装食品製造業の対象外の食品を 密封包装する場合について



### 営業届出の経過措置について **手続きが必要**



Copyright © Fujisawa City Office, All rights Reserved.



10

# 密封包装食品製造業の対象外の食品を 密封包装する場合について



## 営業届出の経過措置について 手続きが必要



# 密封包装食品製造業の対象外の食品を 密封包装する場合について



## 営業届出の経過措置について 手続き不要





## ④ 食品衛生責任者の設置対象施設の拡大



- 原則として、許可や届出対象となる**全ての施設に食品衛生責任者を設置**
- ただし、次の業を営む者については、食品衛生責任者を設置不要

- ・食品又は添加物の輸入業
- ・食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（冷凍・冷蔵倉庫業を除く）
- ・常温で長期間保存しても食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品の販売業
- ・器具容器包装の製造業
- ・器具容器包装の輸入又は販売業

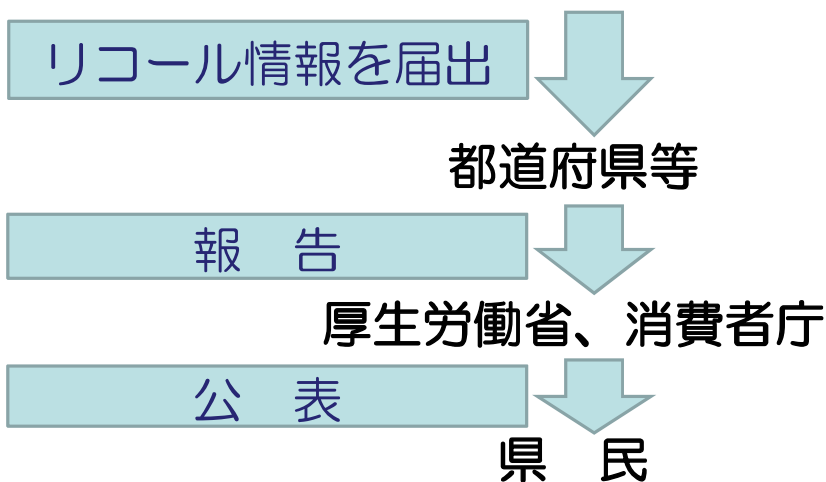


## ⑤ 食品等リコール情報の届出制度の創設



営業者

流通食品の食品衛生法違反又はそのおそれを探知し、リコールに着手





# 食品衛生法の改正に伴う 神奈川県条例等の改正

○食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の改正

○魚介類行商等に関する条例の廃止



## 食品衛生法に基づく営業の施設基準等 に関する条例について



- 営業許可を受けるための施設基準が変わりました  
令和3年6月1日以降の営業許可が対象



### 【施設基準の構成】

1. 各営業に共通する施設基準
2. 営業ごとの施設基準
3. 生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準





# 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例について



- 「臨時営業」の施設基準が新設され、  
令和4年6月1日から始まりました

## 【臨時営業とは】

臨時的な行事において、仮設の店舗（組立て式テント等）を設けて、簡易な調理・加工を行い、客に提供する営業



## 参考情報



- HACCPに沿った衛生管理を実施する際に参考とする手引書が掲載されている厚生労働省のホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html)
- 食品衛生法改正や条例改正などに関する神奈川県ホームページ  
[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/r1\\_shokuhineiseihou\\_kaisei\\_osirase.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/r1_shokuhineiseihou_kaisei_osirase.html)

